

松江市農地維持のための機械等導入支援事業費補助金募集要綱

(趣旨)

第1条 松江市農地維持のための機械等導入支援事業費補助金交付要綱第4条に定める補助事業者の募集及び選定について、必要な手続を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 認定新規就農者 法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 地域計画 法第19条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する計画をいう。
- (4) 担い手以外の農業者等 認定農業者及び認定新規就農者以外であって、市が策定する地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に記載された農業者及び任意組織をいう。

(応募資格)

第3条 市内に営農地を有する農業者等であって、当該年度に農地維持に必要な農業用機械等を導入予定の者とする。

(募集方法)

第4条 補助事業者の募集は、ホームページへの掲載等により行うものとする。

(募集期間)

第5条 補助事業者の募集期間は、ホームページへの掲載等により設定するものとする。

(応募)

第6条 松江市農地維持のための機械等導入支援事業費補助金のうち小規模農業者による農地維持のための機械等整備支援事業に応募する者は、松江市農地維持のための機械等導入支援事業費補助金応募用紙（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、募集期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書（写し）
- (2) 仕様書、設計書またはカタログ等事業内容が分かる資料
- (3) 経営面積が分かる書類（水稻共済の営農計画書等）
- (4) 活動地域が分かる位置図
- (5) 同意書
- (6) 委任状
- (7) その他、市長が必要と認めるもの

(選考)

第7条 6条の応募があった場合には、産業経済部農政課において選考し、補助対象者を決定するものとする。

(結果の通知)

第8条 選考の結果については、補助金選考結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。